

提供区域の設定について

資料2

事業	次期計画における提供区域	本市の考え方	担当課
利用者支援に関する事業			
【新規】地域子育て相談機関	行政区	各区のこども家庭センターを補完する機関として設置するものであり、こども家庭センターと情報共有し、連携して支援を行うことから、行政区単位の区域設定とする。	こども青少年支援部
保育サービス相談事業	行政区	子育て家庭が保育園等を円滑に利用できるよう、利用支援・情報提供を各区において行うことを想定していることから、原則、行政区単位の区域設定とする。	幼保企画課 幼保給付課
こども家庭センター	行政区	各区において、子育て家庭等から相談を受けることなどにより対象者を把握し、地域の関係機関と連携しながら支援を行うことを想定していることから、原則、行政区単位の区域設定とする。	こども青少年支援部
【新規】妊婦等包括相談支援事業	行政区	各区のこども家庭センターにおいて対象者を把握して相談支援を行うことから、行政区単位の区域設定とする。	こども青少年支援部
放課後児童健全育成事業	小学校区	対象者が、放課後等に保護者が家庭にいない小学生であることから、小学校区単位の区域設定とする。	放課後対策課
子育て短期支援事業	全市	受入先となる児童養護施設等の整備状況等から広域で対応することとし、全市単位の区域設定とする。	こども青少年支援部
乳児家庭全戸訪問事業	行政区	各区において対象者を把握し、対象家庭への訪問を実施していることから、行政区単位の区域設定とする。	こども青少年支援部
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業			
子育て世帯訪問支援事業 (令和5年度までの養育支援訪問事業)	全市	各区のこども家庭センター等において対象家庭を把握し、支援計画の策定等を行っているが、委託する事業所(介護事業所等)のサービス提供区域が行政区を越えている場合があることから、全市単位の区域設定とする。	こども青少年支援部
【新規】親子関係形成支援事業	全市	各区のこども家庭センター等において対象家庭を把握し、利用者の決定等を行う予定であるが、委託する事業所(社会福祉法人等)のサービス提供区域が行政区を越えている場合があることから、全市単位の区域設定とする。	こども青少年支援部
地域子育て支援拠点事業	行政区	公設の拠点については、各区地域福祉センター等において地域子育て支援センターと一体で実施し、公募型については、公設の設置場所との重複を避け、区内の需要の多い地区に設置することから、行政区単位の区域設定とする。	こども青少年支援部
子育て援助活動支援事業(放課後利用)	全市	支援したい者と支援を受けたい者をコーディネートする業務であるため、広域で対応する方が効率的・効果的な実施が可能なることから、全市単位の区域設定とする。	こども青少年支援部
妊婦に対して健康診査を実施する事業	全市	医療機関に実施を委託しており、受診者が居住する区に限らず希望する医療機関を選択していることから、全市単位の区域設定とする。	こども青少年支援部

事業	次期計画における提供区域	本市の考え方	担当課
【新規】こども誰でも通園制度	全市	利用者が居住する区に限らず希望する保育園等を選択していることから、 <u>全市単位の区域設定とする。</u>	幼保企画課 幼保給付課
【新規】産後ケア事業	全市	各区において対象家庭を把握し、利用者の決定等を行っているが、 <u>受入先となる委託事業所(医療機関及び助産所)では行政区を越えて利用者の受入れを行っていることから、全市単位の区域設定とする。</u>	こども青少年支援部